

市民と福祉をむすぶ

かけはし10月

第184号
2019年10月

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
令和元年10月15日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>



これは、同協会の地域貢献活動として取り組んでいるもので、9回目となる今年は、デイサービスセンター「ふれあい」で行われました。

9月7日、所属する整備士10人が車いす13台のタイヤの空気圧やブレーキ、車体のがたつきがないかを点検し、整備をしました。

同協会ブロック長の田路慶介さんは「利用される皆さんに安全に、安心して使っていただければ嬉しいです。普段地元で仕事をさせていただいているので、何らかの形で貢献できればありがたいと思いながら毎年活動をしています」と話しました。

自動車整備の
技術を生かして

「地域共生社会」をテーマに「地域づくり」を学ぶ

福祉連絡会研修会を開催

福祉連絡会研修会を8月26日の八鹿・養父地域合同開催を皮切りに、29日に大屋地域、9月6日は関宮地域で開催し、3会場で586人が参加しました。この研修会は、福祉連絡会（区長、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員など構成）と関係者を対象に毎年開催しています。

今回は「地域共生社会」「地域づくり」について学ぶとともに、「地域自治協議会との連携」について考

えることを目的に開催しました。

初めに、社会福祉協議会の職員が第3次地域福祉推進計画について説明し、その後、豊岡市塩津区と市内の各自治協議会の取り組みについて実践報告がありました。



▶3会場で実践報告をした豊岡市塩津区の坂井区長（左）、深町民生委員・児童委員（中央）、豊岡市社協の渋谷主任。水曜カフェの役割やエピソードについて説明がありました（＝8月29日、大屋市民センター）

【八鹿・養父、大屋、関宮会場】 「塩津水曜カフェ～水曜から始まつた楽しみのススメ～」

豊岡市塩津区

高齢化が進む同区では、「何か地域で取り組めないか」と区民が発した一言がきっかけとなり、4年前から毎週水曜日の午前中に

「水曜カフェ」を始めました。

民生委員・児童委員を中心に女性の有志の協力で開催したところ、大好評。継続して行うことになり今では仲間づくりや情報交換の場にもなっています。

坂井栄実区長は「参加者と協力者が一緒に楽しみながら続けていたら自然に人が集まり、気づくとなります」と語りました。「何

か始めるとき、最初からたくさん案を盛り込むと大変です。無理なく少しずつ始めてみることです。

『自分たちが楽しむ』ことが何よりも大切で、継続の秘訣ですよ」と参加者に呼びかけました。

【八鹿・養父会場】 「住民のつながりづくりと移住促進に取り組む」

宿南地区自治協議会
会長 西村 正氏

「少子高齢化と人口減少が進む宿南地区では



30年後には人口が約半数に減ってしまうことがあります」と語りました。

と話す西村会長。

【大屋会場】 「であります。ふれあい・笑顔あふれて地域を元気に」

旧出合小学校
出合校区協議会
事務局長 栃本 茂良氏

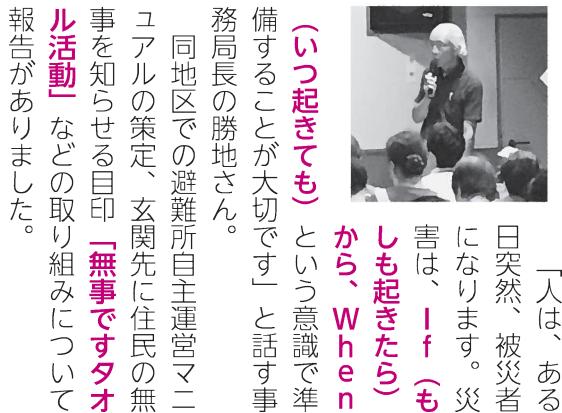


区の8区を対象として平成21年に設立。人口減少と高齢化により、一つの集落では対応できなくなつた地域課題の解決に向けて、住民が自主的に活動できるように取り組んでいます。

その課題解決に向けて同協議会では、つどいの場づくりだけでなく、小学生以下の子どもがいる世帯が同地区に引っ越してきたときに、お祝い金を支給するなど独自の取り組みを行っています。

そして今年度から地区の将来を考え市外からの若い移住者を呼び込むため、若い世代や女性からも意見を求める「未来づくり会議」を開催予定。また、空家調査も行い移住の基盤づくりを進めていく、と説明がありました。

なかでも、3区（出合・轟・小路頃）合同サロンや認知症カフェ（出会いカフェ）などは**社協や各種団体と連携・協働して**開催しています。柄本事務局長は「今後も地域の生活課題に向き合い、みんなの支え合いで地域福祉を向上していきたい」と話していました。



【関宮会場】
「地区での災害への備え、避難所自主運営マニフェスト策定」

高柳地区自治協議会
事務局長 勝地 恒久氏



▲各会場ともに多くの地域住民が参加しました（=8月26日、八鹿文化会館ホール）

参加者からの声

- ・塩津区の「水曜カフェ」は素晴らしいですね。「楽しんで活動していたら福祉につながった」「笑って笑って暮らすことが長生きの秘訣」。大切な言葉ばかりで分かりやすいお話をされました
- ・塩津区、宿南地域の先進的かつ斬新な取り組みを聞き、地元でも両地区的エンセンスを取り入れていきたいです
- ・一つの区では、対応できない課題を複数の区で対応する出合校区協議会の取り組みはこれから必要だと思います
- ・高柳地区の話を聞き、災害は日々から心得が大切だと感じました。これから避難訓練に進んで参加したいです

認知症啓発映画上映会

ぼけますから、よろしくお願ひします

認知症啓発映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」上映会が9月14日、養父市立ビバホールであり、昼・夜の部をあわせて598人が来場しました。

この映画は、認知症と診断された80代後半の母を90代の父が介護する姿を、テレビディレクターである娘が、3年以上にわたり記録したドキュメンタリー作品です。



▲市内で「認知症カフェ」を運営する介護者やボランティアが実行委員会を立ち上げ開催しました（=9月14日、養父市立ビバホール）

◆当日、来場者に伺ったアンケートの内容をご紹介します

- ドキュメンタリー映画なので、生活が目に見えて分かりやすかったです。初めて上映会に参加しましたが、「認知症」という病気の事をもっと知りたいと思いました（30代女性）
- 4月に主人（90歳）を亡くし、在りし日を思い出し涙が出ました。95歳のご主人がよく介護されていることに感心しました。次回もぜひ参加したいです（80歳代女性）
- 毎年来ていますが、年々参加者が多くなっています。それだけ認知症への理解、関心が深まっているのだと思います（50代女性）
- 認知症になった方が「分からない苦しみ」を大きく感じるのだと知りました（50代女性）
- 認知症の方との接し方や、自分でどのように気をつけて行動するか、などが学べてよかったです（10代男性）

賛同法人・事業所 (社福)かるべの郷福祉会／(社福)あそう／(社福)関寿会／(有)真愛／(医)但馬病院／

(社福)但馬福祉園／南但歯科医師会／(社福)養父市社会福祉協議会



▶ AEDを用いた心肺蘇生法の訓練に取り組む参加者(=9月1日、長野元気交流館)

今月の 地域だより



長野区

養父市一斉避難訓練

日ごろからつながりを大切に

養父市一斉避難訓練が9月1日、市内各地で行われ、養父地域でモデル地区となつた長野区では、98人の住民が参加しました。

当日は、震度6の地震発生を想定し、避難勧告の放送を聞いた区民が、消防団や各組長の避難誘導に従つて、それぞれ指定緊急避難所である長野元気交流館に向かいました。

養父市社協は、災害対策本部からの要請を受け、普段から車いすを使用して生活している方をリフト車輛で搬送する訓練に参加しました。

そのほか、南但消防本部養父消防署員によるAED心肺蘇生法訓練、消防団による放水訓練と土嚢積み訓練、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、女性会による炊き出し訓練などが行なわれました。

◀ 炊き出し訓練の様子。日ごろから長野元気交流館に集まる際には、それぞれがおにぎりやおかずなどを持ち寄つて協力し合っています



区長の村上重之さんは「災害時に大切なのは普段からの見守りあいです。ひとり暮らしこの方が多いので、外を歩いているのを見かけたか、夜に家の電気が灯っているかななど気にかけ、日ごろから近所でのあいさつと声かけをしてほしい」と呼びかけていました。

養父市のご長寿 おめでとうございます

養父市社会福祉協議会では、9月の高齢者保健福祉月間にご長寿のお祝い訪問を実施しています。

9月10日、小林会長と民生委員・児童委員が市内最高齢者(107歳7ヶ月)と、市内最高齢夫婦の河邊義秋さん(99歳10ヶ月)・河邊美穂子さん(99歳1ヶ月)を訪問し、長寿を祝福しました。



▲河邊さんご家族と小林会長(左)。「2人仲良く散歩や畠仕事をしながら暮らしたい」と話していました(=9月10日、河邊さん宅)

・場所	・日時	子育てサロンそよ風
・場所	・日時	子育てサロン伊佐
・場所	・日時	子育てサロンすくすく
・場所	・日時	伊佐ふれあい俱楽部
・場所	・日時	三宅団地集会室
・場所	・日時	関宮ふれあいパーク
・場所	・日時	八鹿文化祭出前プレー・パーク
・場所	・日時	八鹿公民館

今月の かけはしさん



谷京子さん
(相地)

認知症啓発映画上映会の運営に参加しました。家族連れで来場された方もおり、さまざまな世代の方に関心を持つてもらえて嬉しいです。上映中、私自身両親の介護で「もっとできることがあったのでは」と後悔した記憶が呼び起されました。

現在、両親の介護でお世話になつた方々への恩返しにと認知症力フエ（出会いカフエ）のスタッフをしています。介護をしている人と関わる機会が減りました。認知症に限らず、介護に関わるすべての方が気楽に来られて、ほつと一息つける場所にしたいです。

・ 匠名	・ 中間	・ 糸原	・ 匠名	・ 天子	・ 建屋	・ 建屋	・ 浅野	・ 能座	・ 万々谷
はがき、ジュース、ハン	大根	かぼちゃ、なす、ピーマン	384回	5,000円	西田 和男	上嶽	平山ひろみ	50,000円	藤原 正俊
▼物品の寄附									
18人	関宮小学校3年生	巖	忠義	金一封	中島 武美	井上 義夫	30,000円	高階 文男	ガード、かばん、ゴーヤ、なす、まくわうり、かぼ
					西田 忠義	30,000円	山崎 教行	30,000円	ちや、オクラ、しじとう、切手、ポータブルトイレ、紙おむつ、介護用シーツ、車いす、コーヒー、洗濯用洗剤、固形せっけん、台所用洗剤、住宅用洗剤、入浴剤、ハンドソープ、入浴介助エプロン、タオル、衣類、キャベツ

赤い羽根共同募金 インターネットで募金がしやすく!

10月1日から、中央共同募金会が運営するインターネットを通じた募金システムが変更になり、市区町村を指定して募金ができるようになりました。

今後キャッシュレスが進みインターネット決済の利用率を上げることが目的です。

【養父市共同募金委員会専用アドレス】

<https://hanett.akaihane.or.jp/donate/entry/100/28/28222/>

QRコードをピッ！と読み取り簡単スマート募金！



● ありがとうございました。
◆ 寄附金23万5,245円

日 時 11月30日(土)
13時～16時
会 場 養父市立ビバホール

▼ フードバンク事業
・ コープこうべ

図書カードが当たる！
分割バズルドレーン



協同購入センター但馬

乾物、インスタント食品、

レトルト食品、缶詰、調味料、飲料、コーヒー、紅茶、

ごはん、餅、麺類、お茶、ゼリー、お菓子、納豆、調理用油、健康食品、洗濯柔軟剤、ごみ袋ほか

令和元年8月16日～令和元年9月15日（敬称略）
預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
（養父市善意銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります。
詳しくは事務所までお問い合わせください）

今
叶
木

■ 応募方法 はがきまたは、FAX
に答えと住所、氏名、ふりがな、年
齢、電話番号、「かけはし」を「覧
になつた」意見・感想をお書き添
えの上、「ご応募ください」。
正解者の中から抽選で5名さまに
図書カードを贈ります。

■ 切 令和元年10月31日必着
〒667-10022
養父市八鹿町下網場320
〔福祉の杜〕内
養父市社会福祉協議会

■ 応募先 FAX662-0161
「郵便」でした
宮元 敬子さん（諏訪町）
森山 益子さん（広谷二）
西垣 敦雄さん（和多田）
岩佐さよ子さん（中瀬）
上田 優子さん（出合）
以上5名の方が当選されました。
おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか?

- ◆ 10月 25日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 11月 1日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 11月 8日(金) 社協養父支部
- ◆ 11月 15日(金) 大屋保健センター

◆ WEL(うえる) ♥縁(えん) ♥友(とも) ♥婚(こん)

※毎月第2・第4日曜日に開設する結婚相談 (無料)

■日時 11月10日(日)、24日(日) 13:30~16:00

■場所 ウエルシア養父上箇店「ウエルカフェ」

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和元年11月20日(木)
- 場 所 関宮ふれあいの郷
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申 し 込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受け付けています。

教えて弁護士さーん!

第105回「相続法の改正：遺産分割前の預金引き出しについて」のはなし

Q 最近よくテレビなどで、相続に関する法律が改正されたという話を目にします。その中でも、相続人の間で話し合いがまとまる前でも相続財産である預貯金を引き出せるようになったと聞きました。そろそろ相続のことを考えなければと思っていますので、もう少し具体的に教えてください。

A 相続に関して規定している民法が改正され、改正された内容の1つとして、遺産分割協議がまとまる前でも、預貯金が一部引き出せるようになりましたのでご説明します。

これまででは、相続財産である預貯金について、相続人全員による手続きがなされないと引き出すことができませんでした。このため、長い間遺産分割協議がまとまらない場合、ずっと預金を引き出すことができず、必要な支払いなどのため相続人が立て替えることもあります。

今回の改正により、相続人の間で遺産分割の方法や割合などの話し合いがまとまる前でも、相続人各自で、



小橋 俊太ちゃん 4歳7ヶ月

(旭町:男の子)

うちごえの
宝

ひろゆき お父さんの宏之さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか?

大切な人に寄り添う優しい心を持って欲しいので「俊太」にしました。

◆今、興味をもっていることはなんですか?

何でも吸収しようと日々色々なことにアンテナを向いているようです。外でも内でも常に全開!! 少しあじつしてもいいですよ。

◆ご両親から一言メッセージ

とにかく元気に育ってください。未来は自分の手でつかまなくてはいけませんが、健康な心と身体が一番です。

預貯金の一部を引き出すことができるようになりました。

具体的には、預貯金額の1/3の額について、その方の法定相続分に応じて引き出すことができます。ただし、上限が150万円と決められています。例えば、夫が亡くなり妻と息子の合計2人が相続人で、預金が1200万円あった場合、息子は、 $1200\text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 200\text{万円}$ となるのですが、上限が150万円なので、150万円を引き出すことができます。

1/3の範囲とされており、上限が決まっていたりするのは、最終的に法定相続分とは異なる割合で相続できるようになる可能性もあるため、影響がない範囲で引き出すことを可能にしたと考えられます。

以上の改正は、すでに今年の7月1日から始まっていますので、7月1日以降に相続が発生した場合については適用されますので、活用していただければと思います。

今回の改正では、配偶者の居住権についてや本人の生前に特別な対応をした者への特別寄与を認めるなど、重要なポイントがありますので、次回以降でもお話をさせていただきます。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。